

社会福祉法人倶知安町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程  
(平成29年規程第42号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倶知安町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（昭和42年定款第1号。）第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬の額並びに支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 会長
- (2) 理事及び監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任解任委員会委員
- (5) 心配ごと相談所相談員
- (6) 苦情解決第三者委員
- (7) 生活福祉資金等貸付調査委員会委員
- (8) 愛情金庫運営委員会委員
- (9) ボランティアセンター運営委員会委員
- (10) その他会長が必要と認める者

(報酬等)

第3条 役員等がその職務に従事したときは、別表に定める報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除したうえで、職務従事後に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が会議に出席したとき及びその職務に従事したときは、費用弁償を支給する。

2 役員等が職務により旅行をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 費用弁償の種類及びその支給方法は、本会の役員等実費弁償及び職員の旅費に関する規程（昭和53年規程第13号。）による。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（単位：円）

区 分	報酬（日額）
会長	1回につき2,063円
理事（副会長を含む。）	1回につき2,063円
監事	1回につき2,063円
評議員	1回につき2,063円
評議員選任解任委員会委員	1回につき2,063円
心配ごと相談所相談員	1回につき2,063円
苦情解決第三者委員	1回につき2,063円
生活福祉資金等貸付調査委員会委員	1回につき2,063円
愛情金庫運営委員会委員	1回につき2,063円
ボランティアセンター運営委員会委員	1回につき2,063円
その他会長が必要と認めた者	1回につき2,063円

注）報酬は、給与所得の源泉徴収税額表（一）日額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第二（令和5年表（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））の乙欄による税額を含むものとする。